

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【保健福祉部】

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
92	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	債権(児童福祉施設入所措置費負担金)	保健福祉部	子育て支援課	制度の性格上、未徴収額が発生することはある程度やむを得ない面がある。しかしながら、県民財産の管理責任は所管部課にあり、安易に不能欠損処理を待つことなく、積極的な回収努力が求められる。	各児童相談所において、入所措置児童の保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明する等して、適宜収入に努めている。滞納となったものについては、「児童福祉施設入所措置費負担金徴収マニュアル」(15年9月)に基づき、児童相談所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、積極的、重点的な納入催告に努めている。
96	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	債権(生活安定資金貸付金償還金)	保健福祉部	保健福祉課	貸付金の回収可能性に関しては、現在、返済期限が到来している債権のうち、県として回収不能と判断している債権は、時効期日が到来した貸付金のうち借受人が死亡又は行方不明となっているもの、約23百万円と考えているが、現実的には、時効期日が到来した債権からは回収がほとんど困難と思われ、その場合約47百万円となる。このように回収不能金額が多額に発生してしまった原因は、低所得者に対する貸付であることを差し引いても、不納欠損を引当評価し、債権の管理を厳格に行うという考え方が根底にないため、時効到来まで有効な手段をとれなかったのではないかと考えられる。	未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促等を行うよう要請しており、その取組みの結果、17年度～20年度の収入済額は3,867,920円、不能欠損額は14,935,690円となっており、20年度末時点での未収入金は51,907,330円となっている。今後とも、借受人の生活状況に応じた適切な償還指導のほか、時効到来期限債権の不能欠損処理を進めるなどの対策を講じ、債権の整理に努めていくこととしている。
101	20	指摘	解散手続き及び残余財産の処分の妥当性	(財)愛媛県篤志献体協会	保健福祉部	医療対策課	(財)愛信会が実施している事業内容を見ると、献体事業を行っていると思えず、事業の類似性は乏しく、事実上公益事業を行っていない団体へ残余財産の寄附をしたことについての県の許可処分は妥当と言えない。寄附を受け入れた団体が残余財産を今後も所有し続けることの是非について検討が望ましい。	(財)愛信会は、解散した(財)愛媛県篤志献体協会の事業目的を引き継いで、献体篤志家団体で献体登録等を行う「愛媛大学白菊会」への助成や、献体を受け教育研究を行う「愛媛大学」への助成等を実施しており、今後とも同財団の残余財産を所有し、これらの事業を継続実施していくことが適切であると考ええる。なお、今回の指摘を踏まえ、県では(財)愛信会に対し、将来に亘る事業の実施と寄付を受けた財産の用途の明確化を求めた。(財)愛信会においては、平成20年度決算から同寄付額を従来の一般正味財産から分離して指定正味財産に改めるとともに、事業報告書に今後の継続実施について明記した。21年度収支予算・事業計画においても、事業実施を決定しており、今後も毎年度提出される決算書・予算書等により事業実施について確認していく。